

前項の規定に従って、品種権者又は品種権の譲渡人から許諾を受けた者又は被譲渡人への植物新品種の使用料又は品種権の譲渡の対価は払戻さないものとする。しかし、それが明らかに公平の原則に反している場合、品種権者又は品種権の譲渡人はその品種の使用料又はその品種権の譲渡の対価の全額又はその一部を許諾を受けた者又は被譲渡人に払い戻すものとする。

第7章 罰則

第39条 保護された品種の繁殖材料が品種権者の同意を得ずに商業目的で生産又は販売された場合、品種権者又はそれに対する利害を持つ当事者は、省レベル以上の政府の農林業の部局に対して、それぞれの権限に従って取り扱うことを要求することができ、又は直接に裁判所に訴訟を提起することができる。

省レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。

調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者又はそれに対する利害を持つ当事者は民事訴訟手続に従って裁判所に訴訟を提起することができる。

省レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門は、品種権の侵害事件をそれぞれの権限に従って取り扱う際に、公共の利益を保護する目的で、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入及び品種権侵害の繁殖材料（種苗）を没収し、また品種権侵害の繁殖材料の対価が5万元以上の場合、その対価の1倍以上、5倍以下の罰金を科することができる。品種権侵害の繁

殖材料が対価のない又は5 万元以下の場合は、侵害状況により、25 万元以下の罰金を科することができる。

第40 条 植物新品種が偽造された場合、県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及び偽造品種の繁殖材料を没収し、また品種権侵害の繁殖材料の対価が5 万元以上の場合、その対価の1 倍以上、5 倍以下の罰金を科することができる。品種権侵害の繁殖材料の対価がない又は5 万元以下の場合は、侵害状況により、25 万元以下の罰金を科することができる。侵害状況が犯罪を構成するほど重大な場合、関連当事者に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。

第41 条 省レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って品種権の侵害事件を取り扱っている場合に、及び県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って品種権の偽造事件を取り扱っている場合に、その事件に関連した植物品種の繁殖材料を封印又は差押え、事件に関連した契約書、会計帳簿及びその他の関連の書類を閲覧し、コピーし、又は保管することができる。

第42 条 保護された品種がその品種権が付与されたときに使用された名称を用いずに販売された場合は、県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って、指定された期限内での是正を命じることができ、また 1000 元以下の罰金を科することができる。

第43 条 植物新品種の出願権及び品種権の所有権に関し、紛争が生じた場合、当事者は裁判所に訴訟を提起することかできる。

第 44 条 県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門又はその他の関連部局の役人が権限を濫用し、任務を怠り、個人的利益のためになんらかの不正を行い、又は賄賂を強要もしくは受領した場合、事件が犯罪を構成する場合はその役人に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。また事件が犯罪を構成しない場合、その役人は法律に従って行政的制裁によって罰せられるものとする。

第 8 章 附則

第 45 条 審査・承認当局は本条例の施行前に植物品種保護リストに最初から含まれていた属又は種並びに本条例の実施後に追加された植物品種保護リストに含められた属又は種に関する新規性の要求について柔軟な規定を設けることができる。

第 46 条 本条例は 1997 年 10 月 1 日から実施されるものとする。

添付資料 2

中華人民共和国種子法 (品種権関連の内容)

中華人民共和国種子法（品種権関連の内容）

《中華人民共和国種子法》は 2015 年 11 月 4 日に開いた中華人民共和国第十二回全国人民代表大会の第十七回常務委員会にて可決され、これによって修正された《中華人民共和国種子法》を公布し、2016 年 1 月 1 日から実行されるものとする。

中華人民共和国主席：習近平

第 4 章 新品種保護

第 25 条 国家は植物新品種保護制度を実施する。国家の植物品種保護リストにあげた植物において、人為的に育成され、又は発見された野生の植物を発展させたものであって、新規性、区別性、均一性及び安定性を持つ、また適切な名称が与えられている植物品種に対して、國務院の下での農業及び林業行政部門によって品種権が付与され、品種権保有者の合法的な権利が保護されるものとする。品種権の内容及び帰属、品種権の付与の条件、品種権の出願と受理、品種権の審査と承認、期限、終止及び無効等について、本法、関連の法律及び行政法規の規定に従って実行されるものとする。

国家は種子技術革新、新品種の育成及びその成果普及を奨励、助成するものとする。品種権が付与された品種が実用化された場合、その育成者は法律に従って、経済的な利益を取得することができる。

第26条 1つの植物新品種には1つの品種権が付与されるものとする。同一の植物新品種について2人以上の出願者が個別に品種権の出願を行った場合、品種権は先に出願を行った者に付与されるものとする。出願が同時であった場合、品種権は当該の植物新品種を最初に育成した者に付与されるものとする。

法律に違反している植物品種、又は社会公共利益、生態環境に被害を与える植物品種に対しては、品種権が付与されないものとする。

第27条 品種権が付与される植物新品種の名称が同一もしくは類似の植物の属又は種において既存の植物品種の名称と区別できなければならない。保護された品種の名称は当該の植物新品種の固有の名称とされる。

下記は新品種の名称を選ぶ際に避けるものとする。

- (一) 数字のみからなるもの。
- (二) 社会的モラルに反するもの。
- (三) 植物新品種の形質、特性、又は育成者について、誤認を生じさせやすいもの。

同一の植物品種は、新品種保護、品種審定及び品種登録を出願する際、又は生産普及及び市場販売において、同一の名称を使用すること。生産普及、市場販売に使っている種子は、新品種保護、品種の評価及び認定、品種登録を出願する時に提出した種子サンプルに合致しなければならない。